

京都市告示第 3 5 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定により、次のとおり法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和 8 年 9 月 1 0 日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

合同会社 D O R C A S （代表社員 松本 雅代）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市中京区壬生東櫨町 1 1 番地

3 事業所の名称

相談支援事業所ドルカス

4 事業所の所在地

京都市中京区壬生東櫨町 1 1

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

令和 8 年 9 月 1 日

7 事業所番号

2 6 3 0 3 8 1 7 4 3

（保健福祉局障害保健福祉推進室）